

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外2-2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年10月18日

【会社名】 コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー
(Coöperatieve Rabobank U.A.)

【代表者の役職氏名】 長期資金調達部長（日本）
(Head of Long Term Funding - Japan)
K. タナカ
(K. Tanaka)

【本店の所在の場所】 オランダ国 3521 CB ユトレヒト市クローセラーン18
(Croeselaan 18 3521 CB Utrecht, the Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中村 慎二 / 梶原 康平 / 嶋田 祐輝 / 白藤 祐也 /
梶谷 裕紀

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6775)1000

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2023年10月25日満期 米
ドル建社債
1,924万7,000米ドル(21億6,356万円)

コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2023年10月25日満期 豪
ドル建社債
3,000万2,000豪ドル(24億827万円)

(上記円換算額はそれぞれ1米ドル=112.41円及び1豪ドル=80.27
円の為替レート(2018年10月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行に
よる対顧客電信直物売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成30年4月24日
-----	------------

効力発生日	平成30年5月2日
有効期限	平成32年5月1日
発行登録番号	30-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30-外2-1	平成30年5月22日	101億9,518万円	該当事項なし	
実績合計額		101億9,518万円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 4,898億482万円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし**【安定操作に関する事項】** 該当事項なし**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

第一部【証券情報】

<コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2023年10月25日満期 米ドル建社債及び
コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー 2023年10月25日満期 豪ドル建社債に関する情報>

(注1)本書中、「発行者」又は「発行会社」とは、コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アーを指す。

(注2)本書中に別段の表示がある場合を除き、「米ドル」及び「米セント」とはすべてアメリカ合衆国の法定通貨を、「豪ドル」及び「豪セント」とはすべてオーストラリアの法定通貨を、「ユーロ」とはすべて特定の欧州連合加盟国の法定通貨を指す。

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	1,924万7,000米ドル
売出価額の総額	1,924万7,000米ドル
利率	年3.13%

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	3,000万2,000豪ドル
売出価額の総額	3,000万2,000豪ドル
利率	年2.62%

2【売出しの条件】

本社債のその他の主な要項

(3) 利息及びその他の計算

(a)

米ドル建社債

各本社債には、2018年10月25日（当日を含む。）（以下「利息発生日」という。）から年率3.13%（以下「利率」という。）の利息を付し、2019年4月25日を初回支払日、満期日（本要項(4)(a)で定義される。）を最終支払日として、毎年4月25日及び10月25日（以下それぞれ「利払日」という。）の年2回、発行日又は直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）

までの半年（それぞれ「利息期間」という。）分として額面金額1,000米ドルあたり15.65米ドルを後払いする。

豪ドル建社債

各本社債には、2018年10月25日（当日を含む。）（以下「利息発生日」という。）から年率2.62%（以下「利率」という。）の利息を付し、2019年4月25日を初回支払日、満期日（本要項(4)(a)で定義される。）を最終支払日として、毎年4月25日及び10月25日（以下それぞれ「利払日」という。）の年2回、発行日又は直前の利払日（当日を含む。）から当該利払日（当日を含まない。）までの半年（それぞれ「利息期間」という。）分として額面金額1,000豪ドルあたり13.10豪ドルを後払いする。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2018年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成30年10月18日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	自 平成29年1月1日	平成30年5月11日
(2017年度)	至 平成29年12月31日	関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度	自 平成30年1月1日	平成30年9月10日
(2018年度中)	至 平成30年6月30日	関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年10月1日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含みます。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書（その後の訂正を含みます。）の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（平成30年10月18日）までの間において変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書（その後の訂正を含みます。）には将来に関する事項が記載されていますが、上記に掲げた参照書類としての半期報告書に記載した事項を除き、本発行登録追補書類の提出日現在においてもその判断に変更はありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし